

マイナンバーカードの特急発行申請について

マイナンバーカードの交付は、通常「ご申請後 2 か月程度」お時間をいただいておりますが、一定条件に該当する方()は『マイナンバーカードの特急発行申請』が可能です。

マイナンバーカードの特急発行該当条件

・(申請時に)満 1 歳未満のお子様 ・国外転入者 ・盗難、紛失 ・破損、汚損 ・カード追記欄が満了した方 ・個人番号または住民票コードの変更によりマイナンバーカードが失効した方 ・刑事施設等からの出所者 ・新たに住民票に記載された方(無戸籍だった方等)

マイナンバーカードの特急発行は、申請受付完了から 1 週間程度でマイナンバーカードが『住民票の現住所地に簡易書留郵便(原則)』にて郵送されます。(全国的な申請状況や休業日等によって、期間が延びる場合がございます。)

マイナンバーカードの特急発行申請をご希望の方は、特急発行に関する手続きをご案内させていただきますので、窓口職員または裏面の墨田区マイナンバーカードコールセンターにお問合せください。

【注意】

- ・マイナンバーカードの特急発行は「該当事由の発生(届出)日から 30 日間」を経過してしまうと、受付できません。(乳児の新規発行は満 1 歳になると特急発行での受付はできません。)
- ・夜間窓口や臨時開庁の時間帯などにお申出の場合、受付完了は『直後の平日開庁日』となります。
- ・令和 6 年 12 月 2 日より『申請時に満 1 歳未満の場合』は、通常発行・特急発行いずれの場合も「顔写真が省略されたマイナンバーカード」が交付されます。
- ・住所地が墨田区以外の方は、手続き完了まで日数が掛かる場合があります。詳しくは、お住いの自治体にご確認ください。
- ・紛失等でマイナンバーカードを再交付する際、再交付手数料が必要となる場合があります。なお、通常発行と特急発行で再交付手数料が異なります。
 - * 通常発行 1,000 円(カード再交付 800 円、電子証明書再発行 200 円)
 - * 特急発行 2,000 円(カード再交付 1,800 円、電子証明書再発行 200 円)

マイナンバーカードの特急発行を申請された方へ

ご申請されたマイナンバーカードは、原則『住民票の現住所地』に簡易書留郵便にて送付されますので、お受け取りください。

配達時にご不在等のため「不在通知」が投函されていた場合は、保管期限内にお受け取りをお願いします。なお、保管期間が過ぎた場合は、数日後に郵便局から墨田区役所に返戻されます。

郵便局からの返戻されたマイナンバーカードは墨田区役所にてお渡しします。お手続きに関しましては、お手数ですが下記の墨田区マイナンバーカードコールセンターまでご連絡ください。

お受け取りされないままのマイナンバーカードは、一定期間を経過しますと廃棄させていただきます。ご申請時に再交付手数料をお支払いいただいている場合でもご返金できません。

一定期間を経過したため廃棄になってしまった方が、再度マイナンバーカードの作成を希望する場合は、前回、手数料を支払っているか否かにかかわらず、改めて再交付手数料が必要となります。

以下の場合は、マイナンバーカード交付の際に墨田区役所にご来庁頂く場合があります。あらかじめご了承ください。

- ・お名前やご住所に『署名用電子証明書で使用できない文字』が含まれる場合
- ・『顔認証マイナンバーカード』として交付をご希望される場合
- ・区役所でのお受け取りをご希望された場合

マイナンバーカード申請時に「ご本人確認書類が不足」していたため「照会兼回答書」を送付させていただいた方は、お受け取り時に「照会兼回答書」の提出が必要となります。お手数ですが「照会兼回答書」と「ご本人確認書類（ご申請時にお持ちいただいた書類と同じ）」をご持参のうえで墨田区役所にご来庁お願いいたします。

お問い合わせ先：墨田区役所 窓口課
(墨田区マイナンバーカードコールセンター)
☎03-5608-6370
受付日時：平日の午前8時30分～午後5時まで